

山口市上下水道事業工事費内訳書取扱要領

山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する建設工事の入札に関し、入札者に工事費内訳書の提出を求めることについては、山口市が定める工事費内訳書取扱要領の例による。この場合において、「山口市競争入札参加者心得」とあるのは「山口市上下水道事業競争入札参加者心得」と、「山口市入札制度等検討委員会」とあるのは「山口市上下水道事業入札等検討委員会」と、「山口市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に入札公告、入札通知等を行う建設工事に係る工事費内訳書について適用する。

附 則

この要領は、平成23年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。